

令和6年度第4回（第7期第7回）周南市こども育成支援対策審議会次第

日 時 令和7年3月6日（木）15時00分～

場 所 周南市徳山保健センター3階 健康増進室1

1 開会

2 こども未来部長あいさつ

3 議題

（1）周南市こども計画について

（2）特定教育・保育施設の利用定員の変更について

4 その他

5 閉会

周南市こども育成支援対策審議会委員名簿

第7期(任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

(敬称略)

区分	氏名	団 体
学識経験者	たけした とおる 竹下 徹	周南公立大学
	かねこ さち 金子 幸	周南公立大学
	きむら み や こ 木村 美弥子	CAP周南
市民団体代表	たなか ひ てあき 田中 日出昭	周南市青少年育成市民会議
	あきしげ み つ こ 秋重 美津子	周南市民生委員児童委員協議会
	かねしげ え み こ 兼重 江美子	周南市母子保健推進協議会
教育関係団体代表	おおしま こうじろう 大嶋 幸二郎	周南市PTA 連合会
	かわむら ひとみ 河村 ひとみ	周南市保育協会
	おおの やすなり 大野 泰生	周南地区私立幼稚園協会
公募委員	かむら のりこ 加村 則子	
	こばやし たかし 小林 高志	
	やまもと た え 山本 多恵	
	こうだ れい あ 合田 怜歩	子ども・若者委員
	みぞぶち げんき 溝渕 元貴	子ども・若者委員

改正

平成25年6月1日規則第30号

平成28年4月1日規則第44号

令和元年5月20日規則第4号

令和2年3月18日規則第20号

令和5年3月14日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めたときは、任期を延長することができる。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、子ども政策担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成25年6月1日規則第30号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月20日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日規則第 20 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日規則第 24 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。